

■第5節 薬剤料

(令8.3.5 厚生労働省告示第69号)

区 分	点数(点)	注 釈
D500 薬剤	薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。	注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。